

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し平成30年2月21日付けで行った、法78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

先ず当方の稼働事実はない。当方は障害者なのである。因って、処分庁〇〇区役所の根拠の無い出鱈目なでっち上げである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 8月 7日	諮問
平成30年 9月20日	審議（第25回第2部会）
平成30年10月 5日	審議（第26回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 資料の提供等

法29条1項によれば、保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は77条若しくは78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況等につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができるとされている。

(3) 届出の義務

法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 費用徴収額決定

ア 法78条1項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」とされている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の2によれば、法78条を適用する際の基準として、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」等を掲げ、当該基準に該当すると判断される場合は、法78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこととされている。

ウ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）のIV・3・(1)によれば、法78条にいう「『不実の申請その他不正な手段』とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。」ものと解されている。

2 これを本件についてみると、請求人は、保護を申請した平成27年7月に担当職員から生活保護受給中の収入については全て申告の義務があるとの説明を受け、当該説明を理解したものとして確認書に署名及び押印した上で、これを福祉事務所長に提出していることから、〇〇株式会社及び〇〇株式会社からそれぞれ給与支給があった同年9月及び11月当時、当該収入について福祉事務所長に届け出なくてはならない義務があることを知っていたことが認められる。しかし、請求人は、給与収入がある事実を秘匿したまま、平成

27年9月及び同年11月から平成28年2月までの間の収入について、障害年金収入以外の収入はないとの虚偽の申告をして、保護費を受給し続けていたことが認められる。なお、これら給与収入の事実は、福祉事務所長による課税調査等により判明したことが認められる。

また、請求人は、上記給与収入以外にも、平成28年1月に〇〇区から臨時福祉給付金を得ているが、当該事実も福祉事務所長による調査の中で併せて発覚したことが認められる。

かかる経緯からすると、請求人は、平成27年9月以降、保護費を不正な手段で受給したものと評価すべきことは明らかであり、このことは、法78条1項により費用を徴収すべき場合に当たる事由であるから、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適切になされたものといえ、違法・不当なものということとはできない。

3 請求人は、稼働収入はない旨主張する（第3）。

しかし、福祉事務所長による課税調査及びその後の法29条1項の規定に基づく収入・資産調査により、請求人に未申告の給与収入等があったことは明らかであり、本件処分が法令等の定めに基づき適正になされたものと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張は主張自体失当である。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙（略）